

建設工事における契約保証及び前払金保証に係る電子証書による提出について

伯耆町では、公共工事における入札及び契約の IT 化推進の一環として、保証証書の電子化を導入します。

1. 対象事業

伯耆町が発注する建設工事で、次の保証証書及び証券

- ①前払保証事業会社（西日本建設業保証(株)）による工事契約保証
- ②保険会社による契約保証
 - ・債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - ・債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約による保証
- ③前払保証事業会社（西日本建設業保証(株)）による前払金（中間前払金）保証

2. 開始時期

令和6年4月1日以降に契約を締結する建設工事から適用

3. 電子証書による手続き方法

- 上記①及び③の場合（西日本建設業保証(株)による電子証書）

西日本建設業保証(株)の【e-Net 保証】により手続きを行ってください。

別添の【電子保証導入パンフレット（伯耆町）】※西日本建設業保証(株)作成をご参照のうえ、電子メールによる「保証契約番号、認証キー」のご提出をお願いします。

送信先 denshihosho@houki-town.jp

- 上記②の場合

利用される保険会社によって提出方法が異なる場合がありますので、ご確認の上、地域整備課又は工事発注担当課へ報告してください。

4. その他

従来通りの書面による保証証書を提出される場合は、工事発注担当課へそれぞれ提出してください。

担当窓口：伯耆町役場 地域整備課
電話：0859-68-5539、5540